

トピックス
1. 働き方改革「時間外労働上限規制」
2. 雨水～啓蟄の頃 閏年



福留経営労務管理事務所
 姫路龍馬会
 社会保険労務士・行政書士
 福留章

<h1>龍馬通信</h1>	No. 27
	2020年3月号

雨水～^{けいちつ}啓蟄の頃 閏年

雪解けの水は清らかに緑の葉を滑り落ち、一瞬、陽光に照らされて白玉の露の如くに。待ちに待った春の到来を喜ぶのは人だけにあらず、生きとし生きるものすべての生き物が穏やかな春を待ちこがれる。氷雪はやわらかな陽光にそのかたくなな心をほどき、清水となって人を潤す。やがて土の中の虫たちが喜び勇んで土から這い出してくる。彼らの生きる時間は短い。精一杯の営みをその短い時間にかける。鳥たちについばまれる虫もいる。その鳥たちもさらに大きな鳥たちの餌食になる。自然の営みはたゆむことなく連綿と続く。人々の思いをよそに。

今年が閏年。地球の公転は正確には365.2422日。この差を調整するために昔から暦は様々な工夫をしてきた。旧暦では5年に2度、19年に7度の割合で閏月があり、いわば13月があったのです。王様はその期間中は門の外に出られないということで閏（うるう）という字ができました。その音をとって潤うという字ができました。世智辛い人の世が少しでも潤いのある世であるように、神様からのプレゼントの日かもしれません。得をしたような1日…。2月29日。あなたはどのように過ごされますか…。

- ※雨水 2月19日頃。
- ※啓蟄 3月6日頃。



随筆 『龍馬と私』 ～ 龍馬「学ぶ」 ～

龍馬が河田小龍を通じて、ジョン万次郎の漂流から渡米、外国事情、そして帰国という経歴を万次郎自身から聞き書きした「漂異紀略」の内容を知らされた。龍馬が実際にその本を読んだかどうかは疑問で、元々は時の藩主山内容堂、大目付、吉田東洋が河田小龍に命じて、万次郎を取り調べさせた際の報告書である。よって龍馬が小龍を訪ねた頃には藩に提出されており、原本を読むのは不可能だったと思われる。どちらにしても小

龍からその内容なり概略なりエッセンスを直接聞いたことは間違いなく、ここでも本を読まずして、その本の核心を習得することを得手とする龍馬の面目躍如というところか。

有名な「船中八策」のネタとなる内容がこの「漂異紀略」の中にあると指摘する研究者もいる。先に佐久象山に砲術を習ったため、最初オランダ語を学ぶために蘭学術に通い始めたという記録がある。しかしその後、亀山社中での外国貿易会社との商取引で英語が必要となる。龍馬が江戸で英語入門書「商貼外和通韻便宝」(万延元年、1860年)を入手したという記録が



『万国公法』(高知県立坂本龍馬記念館蔵)

あり、さらに中浜万次郎訳「亜美理加合衆国航海学書」を勝海舟を経由して手に入れた可能性もある。そして1番有名なのは「万国公法」である。原著はアメリカの法律家、外交官ヘンリー・マーティンが清の時代の中国で漢語に翻訳し「万国公法」と呼ばれた。日本にも輸入され、将軍にも献上されたというのが巷には海賊版があふれ、幕末の志士たちにも読まれるようになった。龍馬は「万国公法」の日本語版を出版しようとしていたが暗殺により、頓挫した。

この「万国公法」が後の長崎で起きた「イカルス号事件」の交渉時、大いに役立ったと言われている。龍馬の長刀から短刀、そしてピストル、さらに万国公法などの本が必需品だとの認識はほかに見られない洞察力であり、龍馬の龍馬たるゆえんもここらあたりで見られて痛快だ。

パラリンピックを機に「障害」ではなく「障



今年オリンピックイヤー、パラリンピックも開催される。これを機に長年にわたる論争を終結して「障害」ではなく「障

碍」と呼ぶことにしてはどうだろうか。障害者という呼び方が差別的であることは多くの人が認めるところ。古来、漢字文化圏では「さまたげ、バリアー」の概念には仏教語の「障

碍」は「障害」に書き換えるべしとのルール（記者ハンドブックなど）の下にあり、止むを得ず多くの地方公共団体で交ぜ書きの「障がい」という便法の採用を余儀なくされ、現在に至っている。2007年初めて国会で問題提起され、一昨年には「碍」の字の常用漢字化を国に求める衆参両院の国会決議（超党派、全会一致）がなされた。ノーマライゼーション、とりわけバリアフリーが社会的課題として、更には障害者雇用への関心の高まりもあり、「障



碍者」表記の気運も高まっている。

宝塚市は全国で初め、自治体として公文書を「障

碍者」表記に切り替えている。この間の全体的な取り組みが遅々として進まないことに苛立ちを感じる。解か

っていないからなぜ「障

碍者」表記を続けるのだろう。一体いつまで…。

パラリンピックに向けて、力強いアスリートたちの活躍を目にする時、当然のこととして差別につながる

「障

碍」から「障

碍」への表記することを主張する。そのことが日本社会の障

碍者問題に対する民度の高さを世界にアピールすることにもつながるもの

と思う。本年度中に予定される常用漢字見直しの最終結論で公正な判断を期待する。

※「碍」はさまたげという意味で碍子（電柱などの電線をささえ、絶縁するためのもの）などと使われている。



働き方改革 解説「時間外労働の上限規制」

中小企業では今年4月1日から導入されます。長時間労働は健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性キャリアの形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となつて

います。長時間労働を是正することによって、ワークライフバランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつきます。このため、今般の働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。

《法改正後のポイント》

- ① 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は原則として**月 45 時間、年 360 時間**
（1 年の変形労働制を導入している場合は月 42 時間、年間 320 時間）
- ② 特別条項（臨時的な特別の事情があって、労使合意がある場合）があっても
時間外労働、**年 720 時間** 時間外労働＋休日労働 **月 100 時間未満**
- ③ 原則であるの月 45 時間を超えることができるのは年 **6 ヶ月まで**
（**2～6 ヶ月平均 80 時間以内**）
- ④ 法違反の有無は「所定」ではなく「法定」外労働時間の超過時間で判断。
- ⑤ 建設業、自動車運転の業務、医師等の業務は 2024 年 3 月 31 日まで規制が猶予。
- ⑥ 上限規制の法違反に対する罰則は 6 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金

時間外労働については一般的に考えられている「残業」と法律上の「時間外労働」が異なっている場合があるので要注意。法律上の時間外労働とは、労働基準法で定められた法定労働時間（1 日 8 時間、1 週間 40 時間）を超える時間のことを言います。従って、所定労働時間が 7 時間の会社で、8 時間働いた場合、1 時間の残業とはなりませんが、法定労働時間内であるためいわゆる時間外労働ではなく、割増賃金の対象にもなりません。同様に、「法定休日」とは週 1 回の休日（多くの企業では日曜日）であり、そのほかの休日（週休 2 日制の土曜日、祝日、夏季休暇等）はすべて所定休日となり、休日出勤の扱いではなく、割増賃金の必要はありません。特別条項のある 36 協定の上限 720 時間でいうところの休日労働も「法定休日」を意味しており、法定休日に働いた時間のみ加算対象となります。

詳細についてのご相談は当事務所までご連絡ください。



最近、介護施設、養護施設等での転倒事故が続発しています。転倒事故は意外にも大きな負傷につながります。小さな事故が大きな事故につながることが多いので、朝礼等で転倒防止について注意喚起してください。

